

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	母子保健法関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多治見市は、母子保健法関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

多治見市

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	母子保健法関係事務			
②事務の概要	多治見市は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①妊娠の届出の受理とその届出に係る事実の確認 ②母子健康手帳の交付 ③妊産婦の訪問指導又は診療を受けることの推奨 ④低出生体重児の届出の受理と未熟児の訪問指導 ⑤新生児の訪問指導 ⑥健康診査の実施 ⑦保健指導の実施 ⑧養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給及び費用の徴収に関する事務 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、多治見市は、母子保健法関係事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・健診のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能等で通知する。			
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
母子保健ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	1. 番号法（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表70の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・省令第40条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42,48,71,80,95,112,125,161の項並びに第44条、第50条、第73条、第82条、第97条、第114条、第127条及び第163条 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号）			

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民健康部保健センター
②所属長の役職名	保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233 多治見市役所 駅北庁舎 市民健康部保健センター TEL:0572-23-6187
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233 多治見市役所 駅北庁舎 市民健康部保健センター TEL:0572-23-6187
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報が記載された書類は鍵付きの指定場所で保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 保健センター 高木 裕美	②所属長の役職名 保健センター所長	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策	なし	新たに追加	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目71番地の1 多治見市役所 駅北庁舎 市民健康部保健センター TEL:0572-23-6187	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233 多治見市役所 駅北庁舎 市民健康部保健センター TEL:0572-23-6187	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目71番地の1 多治見市役所 駅北庁舎 市民健康部保健センター TEL:0572-23-6187	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233 多治見市役所 駅北庁舎 市民健康部保健センター TEL:0572-23-6187	事後	
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月15日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26、87の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26、87の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項)	事前	
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年2月15日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	【以下の内容を追記】 ・申請・届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・健診のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能等で通知する。	事前	電子申請の実施に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	記載なし	【以下の内容を追記】 4. ADWORLDマイナポータル電子申請管理システム 5. サービス検索・電子申請機能	事前	電子申請の実施に伴う追加
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法の別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	
令和7年1月31日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の49の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第40条	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表70の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・省令第40条	事後	
令和7年1月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26、87の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項)	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42,48,71,80,95,112,125,161の項並びに第44条、第50条、第73条、第82条、第97条、第114条、第127条及び第163条 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)	事後	
令和7年1月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和7年1月31日	2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業人としてのミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		十分である マイナナンバー利用事務におけるマイナナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和7年1月31日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		8) 十分である 特定個人情報に記載された書類は鍵付きの指定場所で保管している。	事後	